

役員等報酬規程

平成20年	12月	11日	制定
平成23年	6月	1日	改訂
平成26年	4月	1日	改訂
平成26年	6月	1日	改訂
平成27年	11月	1日	改訂
平成29年	4月	1日	改訂
平成29年	6月	21日	改訂

社会福祉法人 みわの会

社会福祉法人みわの会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みわの会(以下、「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、かつ、常勤する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、日額報酬においては、出席業務と出勤業務が同日内で行われた場合は、二重の支払いとせず、出席業務報酬の日額のみ支給する。

- (1) 常勤の理事：月額報酬、賞与、退職慰労金・功労金
- (2) 非常勤の役員：日額報酬
- (3) 評議員：日額報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬：別表第1に定める額
 - (2) 賞与：別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金：別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬：毎月15日(ただし、その日が金融機関の非営業日等である場合は、職員給与規程第17条第1項の規定に準じて支給)
 - (2) 賞与：毎年3月(期末賞与のみ。夏季及び冬季賞与は支払わない)
 - (3) 退職慰労金・功労金：任期の満了、辞任又は死亡により退職した翌月末日まで
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(004 役員報酬規程)

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金及び積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表6により旅費、宿泊費、報酬及び実費等を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用は原則として、職務遂行後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、職務遂行後精算することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月額報酬をその月の総日数で除し、その月の1日より第2項による当該前日までの日数を乗じた日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの月額報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50選以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(補則)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成20年12月11日より適用する

2 この規程は、平成23年 6月 1日より改訂する

3 この規程は、平成26年 4月 1日より改訂する

4 この規程は、平成26年 6月 1日より改訂する

5 この規程は、平成27年11月 1日より改訂する

6 この規程は、平成29年 4月 1日より改訂する

7 この規程は、平成29年 6月 1日より改訂する

別表1

・常勤理事の報酬は、非常勤役員報酬ならびに評議員報酬も含めた役員等報酬年間総額を当該年度予算における保育事業収入の2%以内と定め(役員等報酬を支払う法人本部の運営費収入が保育事業収入の約3%となるため、人件費率をその運営費収入の3分の2までとする)、その限度額内で6月の定時評議員会において、当年度 6月から次年度5月までの1年間の常勤理事の報酬を決定する。

別表2

・常勤理事の賞与は月額報酬の1ヶ月分とする。ただし、運営状況に応じ減額または支給しないことを理事長の判断により決定できる。

別表3

・常勤理事の退職慰労金は、次の算式にて計算する。

$$\text{退職時報酬月額} \times (\text{執行役}) \text{在任年数} \times \text{係数} 1.5$$

ただし、上記によって求められた要支給額から、退職金共済制度による交付予定額を差し引き支給する。また、上記算式によって計算された要支給額の100%を超えない範囲で功労金を加算することができる。控除額及び在任年数の端数処理等詳細に関しては、別途定める執行役退職慰労金規程に準ずる。

別表4

	報酬(日額)	実費弁償費
理事会・監事監査等への出席	36,000円 (源泉所得税 14,000円)	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	36,000円 (源泉所得税 14,000円)	3,000円
上記出席・出勤業務が1日2時間に満たない場合	18,000円 (源泉所得税 6,000円)	3,000円

※交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

別表5

	報酬(日額)	実費弁償費
評議員会等への出席	36,000円 (源泉所得税 14,000円)	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	36,000円 (源泉所得税 14,000円)	3,000円
上記出席・出勤業務が1日2時間に満たない場合	18,000円 (源泉所得税 6,000円)	3,000円

※交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

別表6

旅費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実費	20,000円	36,000円 (源泉所得税 14,000円)	実費

注記) 別表 4,5,6ともに、報酬欄は額面額(源泉所得税徴収前の額)を示す。なお、源泉徴収税額 14,000円は報酬日額に対する乙欄の税額の千円未満を切り上げた数字である。